

浦信依教書に依りて今月間迄半ノ債銀ノ作業ノ進捗ニ付其ノ他ノ諸  
九 宛帳目ノ見出し區分ニ付トシテ七月十ヨリ取掛アリ

① 川口製糖所 (七、一、二一、八、三)

② 五尾 新田村工海 港町下瀬田町工海

③ 孝之 川上五尾 製材所 (拒絶)

④ 孝之 九尾 製材所 在 上

⑤ 孝之 新田村 労働組合

⑥ 川口製糖所

取立代表事務書に七月三十一日迄に債銀ノ当工場ニ他工場ニ比し低廉ナ  
ル現在一把ニ付十九カ所ノ二十五ノ債上ナレト要知シ之ヲ取立セシメ  
十七カ所ニ要知書ノ提出ニ付テ

1. 浦信依労働十九カ所 (三、四、八) 二十五カノ債上ノ事

2. 解社方針

八月三十一日迄ノ労働者側 代表ト事務書ニ付 令見取御 為集志に  
条件ノ無事 解決アリ

1. 労働者側ニ令却 (七カ所) 延後ナレト

2. 解社方針新トシテ令知シ在之ヲ二十五カノ債上ノ債銀ノ外ニ解社  
方針ニ依リテ五カノ債銀アリ

① 浦信依労働組合 区役所 建設工事 山崎組 (七、一、四、一、七、一、一)

② 五尾 山崎河野組

③ 浦信依 一五〇カ所 各カ所 在 上 (内 七二カ所)

④ 浦信依 (在 上)

2. 夫一毎月五カ所ノ債銀ノ取掛トシテ在之ヲ七カ所ノ債銀ノ取掛  
之ヲ一毎月五カ所ノ債銀ノ取掛トシテ在之ヲ七カ所ノ債銀ノ取掛